

答申第298号

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 質問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和5年8月7日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「郡山保健所が保有する健康増進法29または30条違反の次の通報への対応記録・メールによるもの2件（送信日：2021年○月○○日、2021年○月○○日（生駒市役所に係るものを除く））・県政の窓を通じたもの3件（投稿日：2022年○月○○日、2020年○月○○、○○日）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和5年8月21日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次の(1)開示する行政文書のとおり特定した上で、(2)開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、(3)開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

(1) 開示する行政文書

- ア 情報提供対応記録票（日時：令和3年○月○○日）
- イ 情報提供対応記録票（日時：令和3年○月○○日 ○○：○○～○○：○○）
- ウ 情報提供対応記録票（日時：令和3年○月○○日 ○○：○○～○○：○○）
- エ 健康増進法（受動喫煙防止）に関する相談受付票（受付日時：令和2年○月○○日）
- オ 健康増進法（受動喫煙防止）に関する相談受付票（受付日時：令和2年○月○○日）

(2) 開示しない部分

- ア 個人（公務員を除く。）の姓
- イ 郡山保健所が保有する健康増進法29または30条違反の県政の窓を通じた通報（投稿日：2022年○月○○日）への対応記録

(3) 開示しない理由

- ア (2)のア
条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
- イ (2)のイ

当該文書を作成していないため

3 審查請求

審査請求人は、令和5年8月24日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、不開示部分のうち郡山保健所が保有する健康増進法29または30条違反の県政の窓を通じた通報（投稿日：2022年〇月〇〇日）への対応記録の開示を求める旨の審査請求を行った。

なお、その他の不開示部分は審査請求の対象となっていない。

4 諮 間

令和5年9月29日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

郡山保健所が保有する健康増進法30条違反の県政の窓を通じた通報（投稿日：2022年〇月〇〇日）への対応記録の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、次のとおりである。

当該文書が作成されているため。

審査請求人が開示を求める対応記録に係る通報とは、次の内容のものであり、送信受付のシリアル番号は○○○○○である。

郡山保健所御中

この場所はアーケードの中なので屋内に該当する場所です。

したがって、健康増進法30条違反です。撤去を指導願います。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

県政の窓によせられた意見については、広報広聴課から当該意見に係る県の本庁担当所属に通知することとなっている。

審査請求人が主張する県政の窓を通じた通報（投稿日：2022年〇月〇〇日）（以下「本件通報」という。）については、広報広聴課から、2022年〇月〇〇日付けで疾病対策課に通知があり、健康増進法第30条違反に係る意見（以下「本件意見」という。）があつたことは事実である。

しかしながら、本件意見については、行政内部の情報伝達がうまくいかず、郡山保健所へ本件意見は伝達されていなかった。よって郡山保健所では、本件意見を受理しておらず対応記録は作成されていない。

以上のことから、審査請求人が主張する「郡山保健所が保有する健康増進法30条違反の県政の窓を通じた通報（投稿日：2022年○月○○日）への対応記録」（以下「本件対象文書」という。）は、不存在である。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようになるとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民等の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

審査請求人は本件対象文書の開示を求めていいるのに対し、実施機関は、本件対象文書を作成していないため存在であると主張しているので、以下検討する。

実施機関では、県民等からの問合わせや意見等に的確に対応し、県の施策や事業の推進に活用するとともに、庁内の広聴情報の共有化、県民等の県政への理解促進を図るため、その事務の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とし、平成22年8月23日から相談広聴対応要領を施行している。

当該要領では、県出先機関への県政の窓で受けた県民等からの意見・要望及び苦情は、当該出先機関を所管する所属へ通知することとなっているが、実施機関の説明によると、本件開示請求日時点では当該出先機関を所管する所属である疾病対策課から、当該出先機関である郡山保健所に伝達されておらず、郡山保健所は、本件対象文書を作成していないと説明している。

この点について、事務局より実施機関に確認したところ、本件意見が県政の窓を所管する所属から疾病対策課に通知された際に、実施機関内部での情報伝達に齟齬があったことから、疾病対策課から郡山保健所には通知されていなかったとのことである。

そうすると、本件対象文書を作成していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、本件対象文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

3 結論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審査会の審査経過

	審 査 経 過
令和 5年 9月29日	<ul style="list-style-type: none">実施機関から諮問書及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 7年 8月19日 (第284回審査会)	<ul style="list-style-type: none">事案の審議を行った。
令和 7年10月17日 (第285回審査会)	<ul style="list-style-type: none">事案の審議を行った。
令和 7年11月 7日 (第286回審査会)	<ul style="list-style-type: none">答申案の取りまとめを行った。
令和 7年12月 8日	<ul style="list-style-type: none">実施機関に対して答申を行った。

(参考)

本件答申に関与した委員

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名等	備考
青木 美紗 あおきみさ	奈良女子大学研究院生活環境科学系准教授 (食料・農業経済学)	
高谷 政史 たかやまさし	弁護士	会長代理
竹村 登茂子 たけむらともこ	大阪芸術大学客員教授 (元読売新聞編集局次長)	
鶴谷 将彦 つるやまさひこ	奈良県立大学地域創造学部准教授 (行政学)	
林晃大 はやしあきとも	近畿大学法学部法律学科教授 (行政法)	会長